

任期付職員（中小企業庁事業環境部金融課）の募集について

令和 7 年 5 月 2 3 日
中 小 企 業 庁
事 業 環 境 部 金 融 課

1. 応募資格

弁護士の資格を有し、中小企業の事業再生・事業清算における法的整理（破産、特別清算等）に関する知識を持つとともに、特に私的整理（任意整理、中小企業活性化協議会等）及び個人の保証債務整理（経営者保証に関するガイドライン等）について深い理解を有していること。原則として2年以上の実務経験を有すること。日本国籍を有すること。

2. 募集人数

1 名

3. 採用期間

令和 5 年 8 月 1 日から 2 年間程度を予定。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級又は係長級の担当官として勤務していただきます。なお、勤務地は経済産業省別館（千代田区霞が関）。通常の勤務時間は、9:30 から18:15までです（週5日、土日祝日を除く）。

5. 業務内容

- （1）中小企業の事業再生・事業清算に関する調査・企画に関すること
- （2）個人の保証債務整理に関する調査・企画に関すること
- （3）中小企業活性化協議会をはじめとする中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援に関する支援体制の整備に関すること
- （4）その他関連業務 等

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）及びA 4 用紙に 1 ～ 2 枚程度に職務経歴及び応募理由をまとめたもの（様式自由）を、郵送又はメールにて提出して下さい。

7. 応募締切

令和7年6月13日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

※ただし、応募期間中に採用者が決まった場合には、その時点で応募を締め切らせていただきます。

8. その他

応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。また、応募書類は返却いたしませんので、御了承下さい。

9. 提出先・問い合わせ先

中小企業庁事業環境部金融課

担当：本澤

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-2876

Email：motozawa-tomoko@meti.go.jp